

令和6年6月5日

各位

一般社団法人発明推進協会

『令和3年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説』の正誤表

本書において、以下のとおり誤記がございました。関係各位にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。謹んでお詫び申し上げますとともに以下のとおり訂正させていただきます。なお、今後、新たな誤記が見つかった場合、正誤表を随時更新してまいります。

訂正日	該当頁	正	誤
2024.06.05	p.85 4～5行	本改正により、特許料及び実用新案登録料について金額の上限を法定した上で、具体的な金額を政令に委任することに伴い、減免期間についても、制度内容に変更はないものの、政令以下で運用を明らかにする体系とした。	本改正により、特許料及び実用新案登録料について金額の上限を法定した上で、具体的な金額を政令に委任することに伴い、減免期間も政令に委任することとした。

本件のお問合せ：一般社団法人発明推進協会 出版チーム 原澤幸伸

(TEL03-3502-5433 / y-harasawa@jiii.or.jp)